東海第二発電所 通信連絡設備について 審査会合における指摘事項の回答

平成29年9月13日 日本原子力発電株式会社

本資料のうち、

は商業機密又は核物質防護の観点から公開できません



- 1. 審査会合での指摘事項
- 2. 指摘事項の回答

1. 審査会合での指摘事項



番号	指摘日時	分類	指摘事項の内容
84	2017/9/5	62_1.19_通信連 絡	フィルタベントの実施に係る第二弁操作室と中央制御室及び緊急時対策所との連絡手段について、作業の時系列も踏まえて整理して提示すること。

2. 指摘事項の回答(No.84)



(1) 指摘事項

フィルタベントの実施に係る第二弁操作室と中央制御室及び緊急時対策所との連絡手段について、作業の時系 列も踏まえて整理して提示すること。

(2) 回答

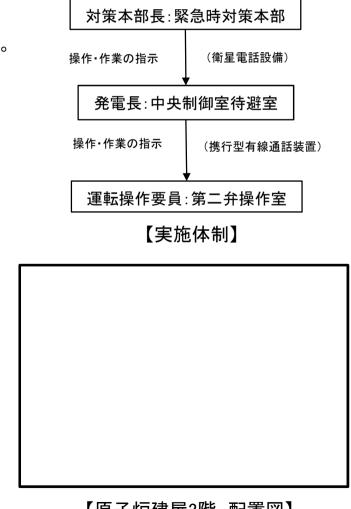
- ●フィルタベントの実施に係る第二弁操作時の実施体制は右図のとおり。
- ●連絡手段は以下のとおり. 携行型有線通話装置を用いて中央制御室 待避室と第二弁操作室間の操作等の連絡、衛星電話設備を用いて緊 急時対策所と中央制御室待避室間で対応操作の状況を中継する。

中央制御室待避室 ⇔ 第二弁操作室 …携行型有線通話装置 ⇔ 中央制御室待避室…衛星電話設備 緊急対策所

●作業の時系列はタイムチャートのとおり、中央制御室から中央制御室 待避室への移行は、第二弁操作前に準備を行い使用機器は待機状態 とすることで、切れ目なく通信連絡が可能である。

(3) 記載箇所

SA設備 62条(通信連絡を行うために必要な設備) 重大事故等対策の有効性評価 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・加温破損)



【原子炉建屋3階 配置図】

2. 指摘事項の回答(No.84)



(続き)

